第1回山梨県食の安全・安心審議会議事録

平成24年7月11日掲載

日時 平成24年6月6日(水)午後2時15分~4時

場所 山梨県庁本館2階特別会議室

出席者 (敬称略)

(委員):石川委員、石倉委員、大塩委員、北野委員、小泉委員、小林委員、 田草川委員、登田委員、長澤委員、中田委員、三神委員、矢澤委員、 米山委員(50音順)

(事務局):企画県民部 丹澤部長

消費生活安全課 前沢課長、川元総括課長補佐、向山主査、 井筒副主査、小林職員、池田職員

兼務職員 衛生薬務課 小林課長補佐、農政総務課 原農政企画監、 果樹食品流通課 武井課長補佐、畜産課 菊島課長補佐、 花き農水産課 塩崎課長補佐、林業振興課 松井技師、 スポーツ健康課 樋課長補佐

傍聴者等の数 4名

会議次第

- 1 開会
- 2 会長及び副会長の選任
- 3 議事【公開】
- (1) 「山梨県食の安全・安心推進条例」について
- (2) 「山梨県食の安全・安心推進計画(仮称)」骨子案について
- (3) その他
- 4 閉会

概 要

司会:消費生活安全課 川元総括課長補佐

1 開会

(県の関係職員紹介)

(資料確認)

2 会長及び副会長の選任

○ 委員より事務局一任との提案。委員了承し、三神委員を会長に、込山委員を副会長に 選任。

(会長あいさつ)

3 議事 進行:議長(会長)

- (1)「山梨県食の安全・安心推進条例」について
- 事務局から「山梨県食の安全・安心推進条例」について、資料1-1~1-3により 説明。
- 質疑は以下のとおり。

(A 委員) この推進条例等は、県民に関わるが、生産者、消費者等の県民に、なかなか浸透しないということがあります。我々栄養士会の会員には、大量調理施設に勤務する栄養士が多いのですが、こういう、食品の安全ということには非常に関心があるので、こういう条例ができたということを栄養士会の会員に周知をしたいと思いますが、県サイドではどういう方法で県民に周知を図ろうとしているのか、そのへんのところを教えていただければありがたいです。

(事務局)本日の資料の最後におつけしました、「かいじ号」をお願いします。私どもの方では、公報にのせて、条例・法令等につきましては施行されましたよということをお知らせしておりますが、なかなか浸透しないことが課題の1つと考えております。お配りしました「かいじ号」の春号ですが、お開きいただくと条例の概要という形で載っております。他にテレビスポットですとか、この「かいじ号」のような紙ベースのもの、あるいは食の安全・安心の条例ということですので、身近なものに感じてもらうためにも、各種関係団体にですとか、そういったところに出向いてお話をさせていただいているところでございます。これまで直売所の研修会や消費者団体の会議などのいろいろな研修会や会議、総会などの日程をいただいてお話をさせていただいております。

(B委員)事務局からご紹介ありましたとおり、制定直後の4月2日の総会で60部ほど資料をいただきました。総会ですので、一定の限定された60人程の人数でしたが資料を配りました。また、名簿にありますとおり、私は本審議会に「やまなしの消費生活安全を進める会」という8消費者団体の一員として参加しておりますが、この総会にもそれぞれ8団体の幹事の方が出席しておりましたので、それぞれ内容を持ち帰っていただいて、それぞれの団体の会員の皆さんに周知をしていただいたと思います。「かいじ号」についても、資料としていただき、活用させていただきました。せっかく苦労して作られたものですし、多くの要望もあったと思いますので、A委員がおっしゃったとおり、どのように周知、あるいは活用と言いますか、自ら律するようなことも含めて進めていくことが、わたしもたいへん重要なことだと思っておりますので、そういう方面で努力していきたいと考えております。

(C委員)農業に関するいろんな取組みを行なっております。その中で農産物を作る指導も行なっておりますが、例えば、生産者には高齢の方が多いという事実がございます。そういった方にもわかりやすいように、定期的に栽培講習、それから野菜の育て方講習等、いろいろな講習を月に1回ほど生産者向けにやっております。また、生産者はポジティブリスト制度と言われてもピンとこないんです。ですから、できるだけわかりやすく伝えるということに努めております。直売所でございますが1度事故が起きると全体に迷惑がかかるんだよという、今までみたいに個人個人が勝手に作って良いんだよというものではなく、ちゃんと法律があるんだよ、ということをわかりやすく伝えていけるように、講習・講座等を開いて説明をしております。

(D委員)消費者の立場から意見を述べます。食品の安全性について関心が高まっている中で、この4月から「山梨県食の安全・安心推進条例」が施行されましたが、県民の皆さん、知らないと思うんです。さきほど知事さんがおっしゃっていましたが、昨年の夏に実施した県民の意識調査によると、消費者問題の中で最も関心の高い項目は「食品の安全性」であり、食品の安全性について「不安がある」との回答も多かったということですが、条例のことは知らないと思うんです。皆さんがよく見ると思われる新聞や広報誌、テレビスポットなど、いろいろ使ってもっとわかりやすく周知をして欲しいです。食の安全性への理解を深めるきっかけに、条例を知るということを良い機会にしていただけたらと思います。

(E委員) 県としての取組みはいろいろと始まっておりますが、事業者業界では農水省関 係の取組みもあります。放射性物質関係では、小麦・大麦は暫定基準値では500ベクレ ルと言っていたのに、新基準値では100ベクレルということで、厳しくなったんですね。 製品にしますと、麦ぬかや、ふすまというような副産物がでるのですが、そうすると、麦 ぬかや、ふすまの放射性物質は精麦前に測定した数値の約3倍になります。それをどうす るのかというような議論になりました。原料を全ての農協さんで収穫の段階で調べてもら っていますし、日本穀物検定協会でも相当な設備強化をしまして、速くしっかり検査結果 がでるチェックをしております。我々業者は、買う段階でしっかり履歴が分からなければ 困るということでやっております。県民も今、かなり心配しているという声も多くありま すが、現実国の方としては農水省の方でも従来、外局としてありました食糧庁を分解して、 消費・安全局や生産局、経営局などを作りまして、特に消費・安全局については局長がか なり力をいれています。そして地方農政局の地域センターも実際、食の安全関係が主力に なっていると思います。そういう状況で県としても、こういう取組みをしていくというこ とは本当に大事だと思います。風評被害などのいろいろな議論がここではされますが、国 は取組みに対してかなり意識が強まって体制も整っていると思いますので、これに併せて 生産者等も高い意識をもっていけば安全はかなり担保できるところまできているのではな いかと考えます。そして一般的に意識はかなり変わってきているとわたしは思っていますが、条例を周知していくという課題に対して、国の取組状況も押さえてやっていけばいいかなと思います。

(2)「山梨県食の安全・安心推進計画(仮称)」骨子案について

- 〇 「山梨県食の安全・安心推進計画(仮称)」骨子案について、資料 $2-1\sim 2-3$ において、3 回に分けて説明。
- 質疑、意見は以下のとおり
- ・ 名称と計画期間について

(F委員) 私はこの名称について、現在仮称になっておりますが「山梨県食の安全・安心推進計画」というのがわかりやすくて良いと思います。

(G委員)はい。わかりやすくて良いと思います。

(議長)他にこれを、というようなものはございますでしょうか。それでは、わかりやすくて良いということと、今までこの文言の上にいろいろなものを積み上げてきたということですので、これでご了承いただいて、決めさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(全委員) 異議なし。

(議長) それではこれからは仮称ではなく、「山梨県食の安全・安心推進計画」が正式な名称ということで、つぎに計画の期間についてですが、先ほどの資料の方に他県のこともございます。5年というのが事務局からのご提案でございますが、ご賛成ということでよろしゅうございましょうか。

(全委員) 異議なし。

(議長) それでは名称と、計画期間 5 年ということに決めさせていただきまして、先に進めさせていただきたいと思います。

資料2-3 Ⅱ-2これまでの成果・今後の課題について

(C委員) 5ページの上から2番目の○のところにございます、エコファーマーについてですが。シルクの里振興公社で運営している直売所の生産者にも、なるべく資格を取得していただきたい、環境に優しい農業の取組みをしていただきたい、有機農業に取組んでいただきたい、なるべく農薬を使わないでいただきたい、という推進をしております。

県に確認なのですが、以前はエコファーマーの認証シール等があったと思うのですが、 現在もございますか。

(事務局) エコファーマーの担当は農業技術課ですが、本日都合により欠席をしております。正確な回答はできないのですが、確かにエコファーマーの認定を受けていますというようなマークがございまして、認定を受けた方だけがマークを使用できるというものがありましたが、経緯は承知しておりませんが、今はそのマークは使わないという情報がでております。なぜ使わなくなったかということについては、今は説明できないのですが、今はそのマークは使えないということは確かです。

(議長) どなたかこの情報について、事務局以外にご存知の方はいらっしゃいますでしょうか。それでは詳しくお調べいただいて、ご連絡いただければと思います。

(G委員) わたくしも生産者という立場でお話をさせていただきます。生産段階の話でエ コファーマーが挙がりましたが、エコファーマーに認定されました農家もだいぶ多くなっ ています。エコファーマーからオーガニック生産者など、最近は生産段階での安全確保と いう意識が相当高くなってきています。ただ、さきほどC委員からお話がありましたとお り、生産者のレベル格差がかなりあるということで、減農薬、減化学肥料、それからオー ガニックまでいろいろありますが、全てに無関心という生産者もいるわけですよね。やは り、そういう人達の意識をどのように高めていくのか、というのことも全体の安全性の確 保ということでは必要なんじゃないかと思います。このことは、生産段階に限らず、例え ば流通関係の業者さんとお話しする機会がありまして、流通関係の皆さんからすると、流 通関係が1番厳しいのではないかという話もあったんですが、それはやはり小売業という 末端の、消費者と接するところがあるからです。家族で経営している小売店さんから大型 の量販店さんまであるわけでして、やはり気になるのは、家族でやられている小売店さん は忙しいときに、安全性の確保のために産地の表示が適正にできるのかというと、無理だ よ。というようなことも、現実あるわけです。そういうことでそれぞれの、生産段階、加 工段階、流通販売段階といったそれぞれの安全性に関する意識格差は相当あると思います。 それでこの安全性を確保するという意識を標準化していく取組みは、山梨県全体の安全性 のレベルのアップが図られるのではないかと思います。例えば生産段階では、このような ことに無関心な生産者には、説明なり、指導する機会をできるだけ増やすというような形を取るなどの、それぞれの段階における「山梨県食の安全・安心推進条例」の周知徹底をやっていけたらと思います。

(E委員) 今の意見に全く賛成です。 2ページに関係者の責務役割がございまして、先に 県の責務、次に生産者及び事業者の責務、県民の役割がありますが、生産者及び事業者の 責務は当然大きいです。中身を見てみても、自らが食品等の安全性の確保について第一義 的責任を有していることを認識し、とあるのですが、この意識について大きな格差があり ます。この認識をどのように啓発していくのか。実際の状況を正しく理解すれば、1回間 違えば自分の事業生命も止まり、生産者もだめになってしまう。いろいろな声があるので しょうが、この辺をしっかり理解してもらい、お願いをしていくところだと思います。ま た、その下の方にも、自らが食品等の安全性の確保について、第一義的責任を有している ことを認識してという文言が出てくるのですが、実際のところ、どこまで入ってくるのか ということです。そういった中で、6ページの課題、2つめの○にあります、関係者の一 層の連携、また、下の方の基本目標の①生産から販売に至る一連の行程の各段階における 安全性の確保に向けた法令遵守の徹底・的確な監視指導というのがあって、次のページの 重点項目の①が、食品等の安全性の確保に向けた生産者・事業者等の自主的な取り組みの 促進と監視指導の徹底、とあるわけでして、これをまさに第1項にもってきていただいて いると。またその下の数値目標も、食品衛生監視指導計画に基づく監視率の問題と、食品 の適正表示実施率 100%である広域的店舗の割合というような、当然しっかりできないと困 るような目標も作ったりして、事業者・生産者の意識改革、意識の徹底を図っていくと。 今はまだまだ甘く見ている、そういう状況がないとは言えない状況にありますので、危機 意識をもって、第一義的責任を持ってもらっていくような指導を重点項目や数値目標を持 ってしてもらうと。そして当然、ペナルティに繋がっていくわけですから、それをどのよ うに浸透させていくか、ケアしていくのかが重要だと考えています。

(事務局)課題のところで、意識にバラツキがあるというのを明示するのは難しいです。 いずれにしても頂いた意見については、課題のところで整理をさせていただき、また、2 これまでの成果・今後の課題のところは、頂いた意見を基に調整したいと存じます。

資料2-2 (2ページ~)、2-3 (7ページ~) V施策の推進方向の数値についての質問と施策に対する意見

(A委員)質問とお願いなのですが、資料の2-2の2ページをお願いいたします。まず、 質問ですが、1「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保の、③人材の育成のとこ ろで、食品衛生監視員の養成ということですが、どういうところでどのように誰を養成し ているのか。ということと、それから資料 2-3の 7ページ、数値目標(例)に、食品衛生監視指導計画に基づく監視率、監視指導実施施設数とありますが、90%とありますがこれは何に対する率なのか、全営業許可数なのか、それとも部分的な必要数があってそれに対する 90%なのか、営業施設だけなのか、給食施設は入っているのか、そのような母数に対する 90%なのか、お伺いしたいと思います。それからお願いですが、資料 2-2に戻っていただいて、4ページをお願いします。 3の4ですが、学校における食育の推進とありますが、ぜひこれを進めていただきたいと思います。これを進めるには、全ての学校給食施設に栄養教諭の配置を進めながら、進めていただきたい。是非、ご検討をお願いします。

(事務局) 食品衛生監視員の養成につきましては、既に資格を持っている方達がいまして、その方達に対して質の向上を含めた、より一層の養成という意味での養成という形でありまして、中身的には資質の向上ということになります。あともう1点の食品衛生監視指導計画に基づく監視率についてですが、これについては毎年度監視指導計画というものを策定しておりまして、その中で監視すべき施設につきまして、ランク別で示しています。AランクからEランクまでという形で示しておりまして、食中毒等の危険性が高い施設についてはAランクという形をとっていまして、順次5段階に分けてやっております。Aランクにつきましては年間3回以上の監視を求めておりまして、そういった施設に何回監視に行ったか、といったことが母数となっております。

それともう1点ですね。この監視指導計画の中には、営業施設だけではなく、いわゆる 集団給食施設、許可のいらない施設も含まれております。

(A委員) わたしの考えというか、情報では、営業施設数全部を対象にしたらこんなに良い監視率にはならないと思うんですね。ですから、保健所職員数が足りないんだから、こういうところで足りないんだ、ということを出せばいいと思います。だから良い数字ばかり出さないで、これだけあるのに、これだけやっていますと、いうのをちゃんと出さないと、正しい情報が伝わらないと思います。1万件ある中の、今年100件やります。100中のいくつやります。というような情報では良いと思いますけども、このままでは1万件の中の90%をやったよ、というように見えかねないと思いますので、足りないなら足りないとアピールした方が良いと思います。

(議長) 食品衛生監視員の養成というのは資質向上という意味で用いていて、食品衛生監視員の資格を取らせるという意味ではないということですね。それでA委員の質問については以上とさせていただきますがよろしいでしょうか。どうか今のところの訂正、よろしくお願いします。また、お願いである食育の推進と栄養教諭の配置についてはいかかでございましょうか。

(事務局) 栄養教諭の配置につきましては、県としては計画に基づいて随時拡大をしているところでございます。当面の目標としましては平成26年度までに県下27市町村に1人ずつ配置していくという計画に基づいております。現在、平成24年度現在27市町村中23の市町村に配置がされております。A委員ご指摘のとおり、実際、学校給食に携わりますのは、栄養教諭と学校栄養職員のこの2つの職種がございます。県としましても、現在採用しておりますのは栄養教諭のみの採用となっておりまして、この栄養教諭の配置拡大と共に、現状では国の決めた定数がありまして、この定数に基づいての採用になっております。また、併任ということで、1人の栄養教諭がいくつかの学校を兼務しているといった実態もございまして、これについても、できる限り各校に一人ずつ配置ができるよう、国へも要望を続けながら、県として栄養教諭の配置計画について次の段階での策定を考えております。

・ 資料2-2、2-3 V施策の推進方向の施策に対する意見

(C委員) 施策の推進方向ということですが、また、農薬の話になってしまいますが。うちの振興公社でも農薬の自主検査をしておりまして、適正に農薬が使用されているかの自主検査なのですが、年に何回か行なっております。これが大体 1 検体 5 万円前後かかります。これだけの費用がかかりますと、自主検査に何十万といった費用がかかってしまいます。現在は県の補助で 1/2 程資金をいただきまして、事業の実施をしているのですが、まだまだ非常に高いものがある。ということで、これをなんとかできないかということで、もっと簡単にできる方法はないか、もっと費用を安くできないかということをご提案させていただきたいと思います。

(事務局) 今、C委員がおっしゃいました農薬の自主検査については、たいへん申し訳ございませんが、農業技術課の所管でございまして、私の方でも詳しいことを承知しておりませんので、今C委員がおっしゃいましたことにつきまして、早急に農業技術課の方へ伝えまして、それなりの考え方をお示したいと思います。

・資料2-2、2-3 V施策の推進方向についてそれぞれの立場からの意見

(H委員) 今日、初めて参加させていただきましたが、皆さまのお話を聞きながら、一つひとつ自分の立場を合わせて、いろいろ今後考えていきたいと思います。私はスーパーで企画をやっておりまして、毎日お店の方に立つようにし、お客様目線でということをよく、口にしながら企画をしております。お客様に喜んでいただくということは、安全・安心が前提だと思います。今、お客様にわかりやすい表記をしようということで、具体的に話せ

ば価格と一緒に様々な情報をポップという形で表示しています。野菜等は等級等をできるだけ表示しております。これからもっともっと勉強をしまして、業者の中心に立って、正しく情報を学び取って公表していくことが今後必要だと思いました。

(I委員)人材育成についてですが、わたくしは食生活改善推進員をやっております。1年間の養成講習を受けて、食生活改善推進員の会員になります。各地区人数はいるのですが、今はお勤めをしていて出てこれないとか、各地区会員が高齢の時期を迎えたのか、皆身体がたいへんだということで、男性料理教室だとか、おやこ食育教室ですとか、それから健康教室の準備に、2日かけるということもあります。

(J委員) 普段感じていることなのですが、学校教育の中で食品安全・食品衛生のことを伝えていくことを増やしても良いのかなと感じています。なぜかといいますと、食中毒のほとんどの原因は家庭となっています。この計画の中には、生産者・事業者のところには、食中毒予防という項目が入っているのですが、消費段階に関してはその項目が入っていないんですね。それが1つ気になりました。それから、生肉が問題になりましたが、そのとき食中毒の原因になったのは牛肉でした。先日、一般の方とお話しする機会がありまして、その方とお話しているときに、鶏肉の生食は大丈夫なんですよね、と言われて私はたいへん驚きました。鶏肉の生食は問題外であって、そういう基本的なことも認識していない、伝わっていないというところに一つ問題があるのかなと感じましたので、普段から、食品衛生の基本を伝えるようにした方が良いと思います。お子さんに伝えるとそれを家庭に持って帰ってもらえます。そうすると、子どもからお父さんお母さんに伝わって、みんなに認識が伝わっていくという傾向もありますので、学校教育という場を、考えてみてもいいのかなと思いました。

(K委員) 先ほどはいろいろなご意見をお聞きしましてたいへん勉強になりました。その中で、生産者・事業者の中で年々意識は高まっているけども、その意識に格差があるということが問題というお話がありましたが、私もそのことを強く感じております。おそらく、事業者の方、生産者の方、それぞれ生活の維持がかかっておりますので、労力やコストのかかることは、意識が高まってもできない場合があるのだと思います。そういったことを考えますと、この格差を埋めるにはやはり、消費者の意識を高めることが大事だと思います。安全なものより安価なものを選択する消費者の方が多い以上、そうした要求に応えようと生産者の意識も動いてしまうんじゃないかと思います。今、J委員からも食中毒への対策として提案がなされましたが、農薬の問題も含めまして、学校等での食育を通じて消費者の意識を高めることができれば、それが生産者・事業者に伝わるのではないかと感じました。

(3) その他

事務局より資料3-1~3-6により説明。

4 閉会